明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

		日号外	ページ
○長崎県公安委員会			
四二	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件	二七	一〇
○熊本県公安委員会			
二六	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づき指定暴力団を指定する件	二七	一〇